

にんしんはんていじゅしんりょうじよせい
新居浜市妊娠判定受診料助成のご案内



新居浜市では、次のご家庭の経済的負担の軽減を図るため、妊娠判定を受けるための費用の一部を助成します。

◆助成の対象者◆

妊娠判定を受ける日において新居浜市に住所を有し、

しみんぜいひかぜいせたい
市民税非課税世帯に属する人

(4～5月に受診の方は、前年度にしみんぜいひかぜいせたい市民税非課税世帯に属する人)

◆助成額◆ 初回受診における妊娠判定に係る診察、尿検査、超音波検査等に要した額で **1万円を上限**とします。

こども未来課 HP



◆利用方法◆…次の2種類から選択できます。

	じゅしんけんほうしき 受診券方式	しょうかんばらいほうしき 償還払い方式
利用の流れ	①市に申請(市販の妊娠検査薬で陽性を確認後) ②受診票交付 ③医療機関を受診 ④本人及び市に結果報告 ⑤委託料として市が医療機関に支払う	①医療機関を受診 ②本人が料金支払う ③市に還付申請(領収書添付) ④審査し、決定後、本人に支給(口座振替)する。
申請に必要なもの	①本人確認できるもの(運転免許証など) ②同一世帯全員(18歳以上)の非課税証明書(1月1日時点で新居浜市に住民登録がある方は 不要)	①領収書及び明細書(原本) ②振込口座通帳(名義、口座情報)の写し ③申請書(こども未来課のホームページからダウンロード可) ④同一世帯全員(18歳以上)の非課税証明書(1月1日時点で新居浜市に住民登録がある方は 不要)
申請期限	受診票交付後お早めに受診してください。(有効期限:3か月以内)	初回受診日から6か月以内

◆受付窓口◆ こども未来課：新居浜市役所1階16番窓口 ☎65-1571

保健センター：新居浜市庄内町4-7-17 ☎35-1101

◆受付時間◆ 月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15

◆注意事項◆

- (1) 同一の妊娠につき、助成は1回のみとなります。
- (2) 1万円を超える場合は、ご本人負担となります。
- (3) 新居浜市に住民登録がある方も、所得がない方は事前に課税課に申告することが必要です。

お問い合わせは、こども未来課(☎65-1571)へどうぞ!

